

**競争参加資格審査申請書
作成の手引き
(工事)**

平成23・24年度版

**中日本高速道路株式会社
(NEXCO中日本)**

目 次

第1	平成23・24年度資格審査の主な改正点	
1.	希望する工事の内容について.....	1
2.	技術評価点数の算出について.....	1
第2	資格審査制度の概要	
1.	資格審査の概要.....	2
2.	資格審査の方法.....	2
3.	資格認定.....	3
第3	資格審査申請の手順	
1.	申請ができない方.....	4
2.	申請方法.....	5
3.	申請にあたっての注意事項.....	9
第4	会社・個人事業者の申請方法	
1.	申請ができる方.....	10
2.	申請書類.....	10
3.	提出部数.....	10
4.	申請書類の作成方法.....	10
5.	申請書類の記入要領.....	10
6.	外国事業者が申請をする場合の提出書類等.....	18
第5	経常JVの申請方法	
1.	経常JVの申請を受付ける工事種別.....	19
2.	資格審査の申請ができる方.....	19
3.	申請書類.....	19
4.	提出部数.....	20
5.	申請書類の作成方法.....	20
6.	申請書類の記入要領.....	20
7.	申請にあたっての注意事項.....	20
第6	事業協同組合の申請方法	
1.	資格審査の申請ができる方.....	24
2.	事業協同組合の特例扱いを希望しない場合.....	24
3.	事業協同組合の特例扱いを希望する場合.....	24
4.	申請にあたっての注意事項.....	26
第7	協業組合・企業組合の申請方法	
1.	資格審査の申請ができる方.....	28
2.	申請書類.....	28
3.	提出部数.....	28
4.	申請書類の作成方法.....	28
5.	申請書類の記入要領.....	28

第8 合併等により設立された会社の申請方法

1. 資格審査の申請ができる方.....	29
2. 申請書類.....	30
3. 提出部数.....	31
4. 申請書類の作成方法.....	31
5. 申請書類の記入要領.....	31
6. 合併等後の再審査.....	31

第9 変更事項の届出方法等

1. 申請した事項の変更等の届出.....	33
2. 変更届の提出先及び提出方法.....	34
3. 契約案件に係る変更事項の届出について.....	34

第10 資格認定後の工事種別追加の申請

1. 資格認定後の工事種別追加の申請.....	36
2. 申請方法・受付場所.....	36
3. 申請書類.....	36
4. 提出部数.....	36
5. 申請書類の作成方法.....	36
6. 申請書類の記入要領.....	36

(別紙)

・平成23・24年度当社の工事種別及び主な工事内容.....	38
・当社の工事種別と建設業法の建設工事(許可)の種類に対応表.....	39
・支社等別業務内容(平成22年4月1日現在).....	40
・競争参加資格審査申請に伴う不正行為等防止約款.....	41
・申請の事前チェック.....	42

第1 平成23・24年度資格審査の主な改正点

1. 希望する工事の内容について

道路補修工事において、希望する工事の内容を徴収することとしました。

この「希望する工事の内容」の記載は、指名競争入札における指名業者の選定過程の参考として使用するものです。詳細は、12ページの記入要領及び13ページの記入例をご覧ください。

2. 技術評価点数の算出について

土木工事において、JH及びNEXCO 3社発注工事の実績以外に、新たにNEXCO 中日本管内での国土交通省発注工事の実績を加味して算出することとしました。

詳細は、3ページ(3)をご覧ください。

第2 資格審査制度の概要

1. 資格審査の概要

当社の資格審査は、当社が発注する工事の競争入札に参加するために必要な資格を定め、発注する工事の内容に応じた資格を持つ者による公正な入札の執行を確保し、業務の円滑な遂行を図ることを目的として行っています。

2. 資格審査の方法

資格審査申請書類が提出されると、これに基づいて資格審査が行われます。この審査の結果、資格を有すると認定された方が「有資格者公表名簿」に登録されることとなります。

資格審査は、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」（以下「審査要領」という。）に定められており、

欠格要件（4・5ページ参照）に該当しないことを調査します。

希望する工事種別ごとに経営事項評価点数及び技術評価点数を算出します。

経営事項評価点数、技術評価点数及び資格登録停止に伴う減点を合算した総合点数の点数順に配列するなどの競争参加資格の設定及び確認に活用します。

(1) 総合点数

《総合点数の算定方法》

$$\text{総合点数} = \text{経営事項評価点数} + \text{技術評価点数} + \text{資格登録停止に伴う減点}$$

(2) 経営事項評価点数

「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」に準じて、次表の各審査項目のそれぞれの数値に基づき、審査要領に定められた基準によりそれぞれの評点を算出し、次の算式により工事種別ごとに経営事項評価点数を算出します。

《経営事項評価点数の算出方法》

$$\text{経営事項評価点数} = 0.25 X_1 + 0.15 X_2 + 0.20 Y + 0.25 Z + 0.15 W$$

X₁：希望工事種別ごとの年間平均完成工事高の評点

X₂：自己資本額及び利払前税引前償却前利益の評点

Y：経営状況分析の評点

Z：技術力の評点

W：その他の審査項目（社会性等）の評点

当社で定める上記経営事項評価点数は、23の工事種別（38ページ参照）ごとに算定しているのに対して、建設業法上の経営事項審査の総合評点は28の建設工事の種類ごとに算定しているため、経営事項評価点数と経営事項審査の総合評点に差が生じる場合があります。

(3) 技術評価点数

審査要領に定められた方法により点数を付与し、技術評価点数を算出します。対象とする工事は、審査基準日(平成23・24年度の場合は平成22年10月1日)の前日までの4年間に完成した旧日本道路公団(以下「JH」という。)における発注工事、東日本高速道路(株)(以下「NEXCO 東日本」という。)における発注工事、西日本高速道路(株)(以下「NEXCO 西日本」という。)における発注工事及び中日本高速道路(株)(以下「NEXCO 中日本」という。)における発注工事とし、希望する工事種別ごとに算出します。

また、希望工事種別のうち土木工事のみ、上記に加えて審査基準日の前日までの4年間に完成した国土交通省(関東・中部・北陸・近畿の各地方整備局)発注工事(一般土木工事)のうちNEXCO 中日本管内での実績も算出の根拠として使用します。

東京都、神奈川県、山梨県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県

《技術評価点数の算出方法》

$$\text{点数} = \{ ((\text{成績評定}) - 65) \times [\text{技術的難易度}] \times [\text{技術提案工事係数}] \times [\text{工事規模}] \times [\text{部局係数}] \times [\text{調整係数}] \}^{0.301} \times$$

技術的難易度 : 工事成績評定における「高度な技術」の点数に応じて付与する係数、国土交通省発注工事においては1.0

技術提案工事係数 : NEXCO 中日本で施工技術競争型総合評価方式、設計・施工一括発注方式として発注され、しゅん功した場合に付与する係数

工事規模 : 請負金額を100万円で除した数値

部局係数 : 工事の発注機関別に応じて定める係数(JH・NEXCO 中日本の施工実績は1.0、NEXCO 東日本・NEXCO 西日本・国土交通省の施工実績は0.5)

調整係数 : 調査基準価格未済で契約された工事であって、かつ、工事成績評定が65点を下回った工事へ設定する係数

: 平成23・24年度資格審査における経営事項評価点数と技術評価点数を凡そ5:5となるように設定する係数

(4) 資格登録停止に伴う総合点数の減点

平成21・22年度において、資格登録停止措置を講じられた者については、NEXCO 中日本の規定により、総合点数から減点を行います。

3. 資格認定

資格認定は、提出された資格審査申請書類を基に、それぞれの申請者についての資格認定の適否・格付け等の判断を行った後、資格を有すると認定された場合は、「有資格者公表名簿」に登録し、当社のホームページで公表します。

なお、**資格認定通知書は発送しておりません**ので、認定結果及び認定状況については「有資格者公表名簿」でご確認ください。公表の内容は、業者コード、商号又は名称、代表者氏名、住所、経営事項評価点数、技術評価点数、資格登録停止による減点、総合点数及び等級(等級のある工事種別のみ)です。認定日については、定期受付の場合は、平成23年4月1日となり、随時受付の場合は、平成23年5月2日以降となります。

また、平成23・24年度に認定された資格の有効期間は、認定時期にかかわらず平成25年3月31日までとなります。

NEXCO 中日本ホームページ(企業・IR・契約・採用 契約情報 資格登録)

URL: <http://www.c-nexco.co.jp/contract/register/>

平成23年4月当初はホームページへのアクセスの集中が予想されますので、アクセスしにくい場合は、時間を置いてアクセスしてください。

第3 資格審査申請の手順

1. 申請ができない方

次の欠格要件に該当する方は、資格審査申請書類を提出できません。

《欠格要件》

- 一 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者並びに経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 二 次のいずれかの一に該当すると認められ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）であって、特に悪質であると認められる者
 - ア 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - ウ 落札者若しくは契約の相手方に決定した者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり会社の社員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 会社に提出した書類に虚偽の記入をした者
 - キ 会社と係争中である者
 - ク 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人及び営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団を始めとする集団的に若しくは常習的に不法行為を行うおそれのある組織（以下「反社会的勢力」という。）の関係者（以下「反社会的勢力関係者」という。）である者、又は関係者であったと認められる者
 - ケ 役員等又は使用人が、反社会的勢力、反社会的勢力関係者、反社会的勢力関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は反社会的勢力若しくは反社会的勢力関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等（以下「反社会的勢力関係者等」という。）を利用するなどしていると認められる者
 - コ 役員等又は使用人が、反社会的勢力関係者等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - サ 経営又は運営に反社会的勢力関係者等の実質的な関与があると認められる者
 - シ 自らもしくは第三者を利用して、会社に対し暴力的行為、詐術若しくは脅迫的言辞を用い、会社の名譽を毀損し、又は、会社の業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為を行った者
 - ス 前号に掲げる場合のほか、役員等が、反社会的勢力関係者等との間で社会的に非難されるべき関係を有している、又は有していたと認められる者
 - セ その他会社に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不相当と認められる者
- 三 前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者
- 四 競争参加資格審査申請書若しくは添付書類又は競争参加資格審査申請用データ中の重要な事項に

- ついて虚偽の記入をし、又は重要な事実について記入をしなかった者
- 五 競争参加資格審査申請に伴う不正行為等防止約款に同意しない者
- 六 工事の資格登録を希望する場合は、当社の工事種別に対応する建設業の種類について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（定期の資格登録にあっては平成6年建設省告示第1461号（以下「告示」という。）第1の1の2に規定する審査基準日が平成21年6月30日以降であるもの、随時の資格登録にあっては申請をする日の1年7月前の日以降のものに限る。）を受けていない者

建設業法第3条の規定による許可及び同法27条の23に規定する経営事項審査を受けている場合でも、許可を受けた建設工事（許可）の種類が、当社の工事種別に対応していない場合は申請できません。（39ページの「当社の工事種別と建設業法の建設工事（許可）の種類対応表」を参照して下さい。）

2. 申請方法

当社の平成23・24年度の競争参加資格審査については、インターネット方式（定期受付のみ）、文書郵送方式の2つの方法による申請受付を行います。

なお、申請にあたっては、いずれかの方法によるものとしておりますので、重複申請のないよう注意してください。

万が一、重複申請があった場合は、インターネット方式の申請内容を優先とします。

定期受付とは、競争参加資格の開始日（平成23・24年度においては、平成23年4月1日）に認定するために、一定の期間を設けその期間中に受付ることをいいます。なお、定期受付は、「インターネット申請」と「郵送申請」の2種類の申請を受付けています。

(1) インターネット方式による申請方法（定期受付のみ）

インターネット受付専用ホームページアドレス（平成22年11月1日（月）以降）
URL: <https://www.pqr.ml.it.go.jp>

インターネット方式のスケジュール

・パスワード申込み受付	平成22年11月1日（月）～平成22年11月30日（火）
・入力プログラムのダウンロード	平成22年11月1日（月）～平成23年1月14日（金）
・申請用データの受付	平成22年12月1日（水）～平成23年1月14日（金）
・納税証明書のFAX送信	平成22年11月1日（月）～平成23年1月14日（金）
・ヘルプデスク開設期間	平成22年11月1日（月）～平成23年1月14日（金）

上記期間のうち、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日（水）～1月3日（月））の終日及び平日の17:00～9:00の間は、システムを運休しておりますので、注意してください。

インターネット方式のメリット

次の各機関に対して、原則としてひとつのデータで全ての機関に対する申請が可能

申請受付期間内（平成23年1月14日（金）まで）で、かつ承認前であれば、何度でも申請データの修正が可能

行政書士による代理申請も可能です。その場合は、申請者からの委任状の添付が必要です。

【インターネット一元受付参加機関】

1. 国土交通省大臣官房会計課所掌機関 (各運輸局、各航空局、気象庁、海上保安庁等)	15. 防衛省
2. 国土交通省地方整備局 (道路・河川・官庁営繕・公園関係)	16. 最高裁判所
3. 国土交通省地方整備局(港湾空港関係)	17. 内閣府
4. 国土交通省北海道開発局	18. 内閣府沖縄総合事務局
5. 総務省	19. 東日本高速道路(株)
6. 法務省	20. 中日本高速道路(株)
7. 財務省財務局	21. 西日本高速道路(株)
8. 文部科学省	22. 首都高速道路(株)
9. 厚生労働省	23. 阪神高速道路(株)
10. 農林水産省大臣官房経理課	24. 本州四国連絡高速道路(株)
11. 農林水産省地方農政局	25. 独立行政法人水資源機構
12. 林野庁	26. 独立行政法人都市再生機構
13. 経済産業省	27. 日本下水道事業団
14. 環境省	28. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
	29. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (国鉄清算事業関係)

インターネット方式での申請ができない場合

次のいずれかに該当する場合は、インターネット方式を利用することはできません。

建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合

競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の審査基準日が平成21年6月30日以降のものでない場合(郵送方式においても同様に申請を行うことはできません。)

経常JVとして申請する場合

事業協同組合で特例計算を希望する場合

協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合

合併会社等で新たに申請を行う場合(合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く)

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再審査を受けていない場合

民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再審査を受けていない場合

グループ経審及び持株会社化経審を受けている場合

インターネット方式のヘルプデスク

ヘルプデスク開設期間及び受付時間

平成22年11月1日(月)～平成23年1月14日(金) 9時から17時

(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。)

電話番号 : 082 - 502 - 9111

FAX番号 : 082 - 502 - 9112 (納税証明書送付専用)

インターネット方式の申請手順（概略）

1. インターネット方式の申請案内ホームページにアクセス
2. パスワード発行手続き (平成 22 年 11 月 30 日(火)までに必ず行うこと)
3. ログイン手続き
4. (1) に掲載する納税証明書送付専用 FAX 番号に納税証明書（紙様式）の FAX 送信（電子納税証明書の方は Web 送信も可）
5. 申請書入力プログラムのダウンロード
6. 申請書データの作成・修正
7. 申請書データの提出（送信）
8. 申請内容閲覧（データに誤りがある場合は修正、再送信）
9. 申請書データの承認
10. 受付表の保存（印刷）
11. 商号、住所、代表者、電話番号等の変更があった場合は下記(2) に掲げる当社受付場所に変更届を提出
12. H23.4.1 以降に当社ホームページの「有資格者公表名簿」に掲載する認定内容を各自で確認

詳細な手続き等については、国交省ホームページに掲載しているインターネット一元受付に関する「申請書作成の手引き」で確認してください。（以下のアドレス参照）

URL: <http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

(2) 文書郵送方式による申請方法（定期受付）

申請書類の受付期間

平成 22 年 12 月 1 日（水）～平成 22 年 12 月 28 日（火）

平成 22 年 12 月 28 日（火）までの消印とし、書類の不備がないものが有効となります。

申請書類の入手方法

当社のホームページにアクセスして申請書類をダウンロードしてください。

NEXCO 中日本ホームページ（企業・I R・契約・採用 契約情報 資格登録）

URL: <http://www.c-nexco.co.jp/contract/register/>

申請書類の送付方法

申請者は、次の受付場所に申請書類を『書留郵便』で郵送してください。

申請書類郵送の封筒の表・左下に、朱書きで「資格審査申請書類在中」と明記してください。

申請者において必ず申請書類のコピーを保管しておいてください。

受付場所（NEXCO 中日本の申請書の受付は次の場所で全て行います。）

中日本高速道路(株) 調達・契約部 契約企画チーム

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦 2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル 9 階

TEL) 052-222-1576 FAX) 052-222-3576

（問合せ時間：土日祝日を除く 9：00～12：00, 13：00～17：00）

NEXCO 東日本、NEXCO 西日本に対しては、それぞれの会社へそれぞれの様式で個別に申請してください。各社の申請窓口は次のとおりです。

NEXCO 東日本の競争参加資格申請窓口

東日本高速道路(株) 技術部 調達企画課

〒100-8979 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビルディング

TEL) 03-3506-0214 FAX) 03-3506-0346

NEXCO 西日本の競争参加資格申請窓口

西日本高速道路(株) 財務部 経理室

〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島 1-6-20 堂島アバンザ 19 階

TEL) 06-6344-7065 FAX) 06-6344-7445

申請希望者から当社に対し、NEXCO 東日本または NEXCO 西日本あての申請がされた場合は、無効とさせていただきます。また、NEXCO 東日本または NEXCO 西日本に対し、当該申請書類を転送するなどのご要望にも応じかねます。手続きの公平性確保のため必要な措置でございますので、あらかじめご理解ご協力をお願いします。

(3) 随時受付について

随時受付とは、定期受付期間終了後に受付を開始(平成 23 年 2 月 1 日)し、随時に認定手続きを実施することをいいます。随時受付は、「郵送申請」のみ受け付けています。

随時申請書類の受付期間

平成 23 年 2 月 1 日(火) ~ 平成 24 年 12 月 14 日(金)

平成 24 年 12 月 14 日(金)までの消印があり、かつ、書類の不備がないものが有効となります。

随時申請書類の入手方法

上記(2) のとおり

随時申請書類の送付方法

定期受付の申請書類提出期間が終了後、平成 23 年 2 月 1 日(火)から申請書類の提出(文書郵送のみ)を受け付けます。(持参不可)

送付方法は定期受付の場合と同様です。(上記(2) 及び 参照)

随時受付の場合は、インターネット方式は利用できません。

NEXCO 東日本、NEXCO 西日本に対しては、それぞれの会社へそれぞれの様式で個別に申請してください。(上記申請窓口を参照ください。)

認定までに要する期間

申請書類の受理後およそ 45 日以内。(随時受付の認定日は平成 23 年 5 月 2 日以降)

認定通知書は発行いたしません。 当社のホームページに掲載している「有資格者公表名簿」が毎月更新されますので、各自でご確認ください。

緊急認定について

競争参加資格審査申請書提出時において、45 日以内に当社の工事の入札に参加予定の場合は、申請書類の様式 1 の空欄部に参加予定の工事の件名・開札日・連絡先メールアドレス(当社からの返信用)を記入のうえ、**必ず「競争参加資格確認申請書」の写しを添付してください。**(ただし、15 日以内の入札案件に参加を希望される場合は、認定できない場合がありますので、上記受付場所にお問合せ願います。)

なお、上記申請について認定された場合は、連絡先メールアドレスに認定日、認定された工事種別、総合点数及び等級を通知します。(認定通知書は発行いたしません。)

3 . 申請にあたっての注意事項

- (1) 申請書類に虚偽の申請をしたり、又は重要な事実の記入をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあります。
- (2) 一度申請した資格審査の書類については、一切修正することはできませんので、内容を十分に確認したうえで申請してください。(インターネット方式のみ、一定期間内(平成23年1月14日(金)まで)において例外的に認めています。)

また、申請した後に、新しい審査基準日等の総合評定値通知書の交付を受け、当該内容が申請時の内容より高い等の理由により、申請書類の差替え等を願い出る方が見受けられますが、認められませんのでご注意ください。

- (3) 資格認定の取り下げについては、申請者の方の自由です(事後に不利益を生じるようなことは一切ありません。)。ただし、資格の有効期間内にもかかわらず認定を受けた資格について取り下げた場合、同一有効期間内は当該資格について再度の申請をすることは認められませんので、ご注意ください。

また、申請書類を一度提出した場合、資格認定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合については、認定後と同様に当該有効期間内での再度の申請をすることは認められませんので、ご注意ください。(ただし、インターネット方式における一定期間内(平成23年1月14日(金)まで)での申請データの削除は除きます。)

- (4) 経常JVを申請する方は、単体としての申請はできません。経常JVか単体のどちらかのみでの申請となります。(経常JVでの申請(認定)工種は、「土木工事」のみとなります。他の工種を単体で申請することはできません。)

なお、経常JVでの申請による加算措置は行いません。

4 . 申請書類の取り扱い

当社は、競争参加資格申請により知り得た情報(個人情報を含む)を競争参加資格の審査以外の目的には利用いたしません。

第4 会社・個人事業者の申請方法

1. 申請ができる方

欠格要件（4・5ページ参照）に該当しない方は申請できます。

2. 申請書類（入手方法は7ページに記載してあります。）

文書郵送方式による申請書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

競争参加資格審査申請書（建設工事）	……	様式1
工事分割内訳表	……	様式2
業態調書	……	様式3
営業所一覧表	……	様式4
総合評定値通知書の写し		
納税証明書の写し		
委任状（行政書士等が代理申請をする場合のみ）		
～ の書類をその順序でクリップにまとめて提出してください。		

3. 提出部数

「2. 申請書類」～ の提出部数は、1部です。

4. 申請書類の作成方法

- (1) 記入にあたっては、各様式に定めがあるものを除き、経営事項審査の審査基準日の状況で記入してください。
- (2) 様式はなるべくEXCELファイルをダウンロードし、パソコンで入力してください。その際、様式及び書式を変更しないでください。なお、PDFファイルをダウンロードして手書きで記入する場合は、ボールペン又は万年筆を使用（鉛筆は不可）し、かい書で明瞭に記入してください。（読解不可の場合は再度提出していただくことがあります。）
- (3) 申請書類に用いる文字はJIS第一水準・第二水準に規定されているものとし、それ以外の漢字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えて下さい。
- (4) 申請書類は、全ての添付書類についてA4版とします。
- (5) 申請書に記入する「担当者」については、申請書類の内容や会社の業務内容について種々質問することがありますので、記入内容等についての説明が十分できる方を記入してください。
- (6) 各申請様式の「 」の欄及び「斜線」部分には何も記入しないでください。
- (7) 申請書作成後は、42ページの「申請の事前チェック」でチェックしてください。

5. 申請書類の記入要領（13～16ページの記入例も参考にしてください。）

「競争参加資格審査申請書（建設工事）」[様式1]

この申請書は、本社（店）で作成してください。したがって、申請者は、本社（店）の代表者となります。印鑑は代表者の印を申請書に押印してください。

- (1) **01 1 新規 / 2 更新** 欄については、当社に初めて申請をする方は「1 新規」に 印を、過去に一度でも登録したことがある方、又は、平成 23・24 年度の資格認定を受けている方が工事種別の追加申請をする場合は「2 更新」に 印を付してください。(工事種別の追加申請をする場合は 36 ページ以下も参照してください。)
- (2) **03 業者コード** 欄については、前記(1)で「2 更新」に 印を付した申請者の方は過去に交付された当社の「工事競争参加資格認定通知書」又は「有資格者公表名簿」に記入されているコード番号(10 桁)を左詰めで記入してください。なお、前記(1)で「1 新規」に 印を付した申請者の方は、空欄としてください。
- (3) **04 建設業許可番号** 欄については、許可を受けている建設業の許可番号を「総合評定値通知書」(右上に記入されています。)から転記してください。
- (4) **06 適格組合証明** 欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号)第 2 条第 1 項第 4 号に該当する「事業協同組合」のみ記入します。経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。
- (5) 申請年月日には**発送年月日**を記入して下さい。
- (6) **07 本社(店)郵便番号** の欄には、本店所在地の郵便番号を記入してください。
- (7) 「**08 本社(店)住所**」から「**11 担当者氏名**」までの各欄は、次により左詰で記入してください。

フリガナの欄は、カタカナで記入してください。

なお、「**08 本社(店)住所**」欄の都道府県名及び「**09 商号又は名称**」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないでください。

08 本社(店)住所 欄での丁目、番地は、「-(ハイフン)」により省略して記入してください。

09 商号又は名称 欄の法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いてください。

株式 会社	有限 会社	合資 会社	合名 会社	協同 組合	協業 組合	企業 組合	合同 会社	有限責任 事業組合
(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)
一般財団 法人	一般社団 法人	公益財団 法人	特例財団 法人	特例社団 法人				
(一財)	(一社)	(公財)	(特財)	(特社)				

10 代表者氏名 及び **11 担当者氏名** 欄での氏名(フリガナを含む。)については、姓と名前との間は 1 文字あけてください。また、代表者氏名の右に代表者の印を押印してください。

11 担当者氏名 欄については、申請内容を把握している担当者(当方からの質問に答えられる方)を記入してください。

12 本社(店)電話番号 **13 担当者電話番号** **14 本社(店)FAX番号** 欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-(ハイフン)」で区切り、()は用いないでください。

- (8) **15 メールアドレス** については、契約を担当する部署のメールアドレスを記入してください。
- (9) **17 申請代理人** 欄は、行政書士等が代理申請を行う場合にのみ使用します。押印については本欄に押印すれば足り、「**10 代表者氏名**」欄への押印は不要です。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記入は不要です。

本欄を使用して代理申請を行う場合には、申請者からの**委任状**を添付してください。

- (10) **18 外資状況** 欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に該当する会社区分の番号（1 2 3 のいずれか）に 印を付するとともに、[] 内に外国名を、() 内に当該国の資本の比率をそれぞれ記入してください。

なお、「2. 日本国籍会社（比率 100%）」とは 100 パーセント外国資本の会社を、「3. 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

- (11) **19 営業年数** 欄には、総合評定値通知書に記載されている営業年数を記入してください。
- (12) **20 総職員数** 欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤の者の数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤の者の数を加えた数を記入してください。
- (13) **21 完成工事高** の各欄については、次により記入してください。

「01 土木工事」～「23 道路補修工事」の各欄には、経営事項審査結果をもとに当社が設定した工事種別（38 ページ参照）のうち希望する工事種別ごとに対応する建設工事（建設業）の許可の種類（39 ページ参照）から年間平均完成工事高を記入してください。ただし、実績がない工事種別を希望するときは、「0」を記入してください。（申請を希望しない工事種別の欄には、年間平均完成工事高を記入しないでください。）なお、申請を希望しない工事種別に年間平均完成工事高が記入してある場合、または、「総合評定値通知書」の建設工事の種類ごとに足した合計と申請を希望する工種の合計金額に差がある場合については、「24 その他」の欄に自動計上します。）

また、「総合評定値通知書」に記載されているひとつの年間平均完成工事高を、いくつかの登録を希望する工事種別に分割して申請する場合及び「総合評定値通知書」に記載されているいくつかの年間平均完成工事高を登録を希望するひとつの工事種別に合算して申請する場合には、「工事分割内訳書」（様式 2）を提出してください。

「24 その他」の欄には、「総合評定値通知書」の「年間平均完成工事高合計」から希望する「01 土木工事」～「23 道路補修工事」に記入した完成工事高を差し引いた金額を一括して記入してください。

「合計」の欄は、「総合評定値通知書」の年間平均完成工事高の合計を記入してください。

「申請希望」欄については、申請を希望する工事種別ごとに 印を記入し、その数を合計の欄に記入してください。

なお、完成工事高欄に金額の記入があっても、申請希望欄に 印が付されていない場合は、当該工事種別については申請がないものとして取り扱いますので、ご注意ください。

「道路補修工事」の登録を希望する方は、必ず「希望する工事の内容」を次表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に「希望工事内容・順位」欄に入力してください。

コード	希望する工事の内容
A	支承・伸縮装置補修
B	コンクリート構造物補修（橋梁）
C	コンクリート構造物補修（橋梁以外）
D	鋼構造物補修
E	上記（A～D）以外の土工・舗装等

《例1》

鋼構造物補修、支承・伸縮装置補修を希望する場合

1	2	3	4	5
D	A			

《例2》

全てを希望する場合

1	2	3	4	5
D	A	B	C	E

記入例

様式1(平成23・24年度 NEXCO中日本申請用)

01 ①新規 ②更新 02受付番号 03業者コード 10000123456 05申請者の規模 06適格組 平成 年 月 日
 04建設業許可番号 00-123456 合証明 第 号

過去に一度でも登録したことがある方、工種追加をする場合は「更新」、それ以外は「新規」にしてください

競争参加資格審査申請書(建設工事)

「更新」の場合は必ずコード番号を記入してください

期間で行われる工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。内容については、事実と相違しないことを誓約します。

また、「競争参加資格審査申請に伴う不正行為等防止約款」に同意します。

平成 22 年 12 月 10 日

書類の発送日を記入してください

「総合評価値通知書」の右上に記載してある建設業許可番号を記入してください

中日本高速道路(株) 殿

07 本社(店)郵便番号 460 - 00003 ビル名、階の記入は不要です

08 本社(店)住所 (フリガナ) ナカニホンケンシツ 愛知県名古屋市中区錦2-18-19

09 商号又は名称 (フリガナ) ナカニホンケンシツ (株)中日本建設

10 役 職 (フリガナ) 代表取締役 ナカニホン シロウ (フリガナ) ナカニホン シロウ 申請内容を把握している担当者(当方からの質問に答えられる方)を記入してください
 代表者氏名 (フリガナ) 中日本 健太郎 印 11 担当者氏名 (フリガナ) 中日本 次郎

12 本社(店)電話番号 052-222-1576 13 担当者電話番号 052-222-5761

14 本社(店)FAX番号 052-222-3576 15 メールアドレス m.nakanihon.1112@ocn.ne.jp

16 電子入札用ICカードの登録番号

17 申請代理人 (代理申請時使用欄) [申請代理人住所] 〒 [申請代理人電話番号] [申請代理人氏名] 印 「総合評価値通知書」の右下に記載してある営業年数を記入してください

18 外資状況 1.外国籍会社 [国名:] 2.日本国籍会社 [国名:] 3.日本国籍会社 [国名:] [外資比率:100%] [外資比率:%] [外資比率:%] 19 営業年数 27 年

欄については、記載しないでください。(以下同じ。)

20 総職員数(人) 50

様式1(平成23・24年度 NEXCO中日本申請用)

受付番号 業者コード 10000123456

競争参加資格希望工事種別	年間平均完成工事高(千円)	申請希望	希望する工事の内容・順位					
			1	2	3	4	5	
01 土木工事	427,163							
02 舗装工事	151,381							
03 P.C橋上部工工事	28,563							
04 鋼橋上部工工事	125,737							
05 建築工事	323,985							
06 電気工事								
07 通信工事	0							
08 管工事	10,179							
09 塗装工事								
10 造園工事								
11 区画線工事								
12 のり面処理工事								
13 防護さく工事								
14 遮音壁工事								
15 標識工事								
16 トンネル内装工事								
17 トンネル非常用設備工事								
18 受配電設備工事	0							
19 遠方監視制御設備工事								
20 交通情報設備工事								
21 トンネル換気設備工事								
22 機械設備工事								
23 道路補修工事	65,425		D	A				
24 その他	12,638							
合計	1,145,071	9						

(注)完成工事高については、消費税を含まない金額を記載してください。

【注意事項】

「総合評価値通知書」の2年平均又は3年平均の額を記入してください。
 希望する工事種別の「申請希望」欄には、必ず「」を付してください。
 完成工事高については、消費税を含まない金額を記入してください。
 実績がない工事種別を希望する場合は、完成工事高に「0」と記入してください。

様式2「工事分割内訳表」を作成している場合は、希望工事種別ごとの年間平均完成工事高の数値と、様式2の希望工事種別ごとの合計値(縦列ごとの合計値)を一致させてください。

道路補修工事を希望する場合は、必ず「希望する工事の内容」を下記の表から選び、それに対応するコードを希望順位の順番に記載してください。

工事種別	コード	希望する工事の内容
道路補修工事	A	支承・伸縮装置補修
	B	コンクリート構造物補修(橋梁)
	C	コンクリート構造物補修(橋梁以外)
	D	鋼構造物補修
	E	上記(A~D)以外の土工・舗装等

「 工事分割内訳表」 [様式 2]

12 ページの (13) により「工事分割内訳表」の作成が必要となる場合は、次の点に注意して作成してください。(以下の記入例もご覧ください。)

- (1) 単位は千円とし、年間平均完成工事高を記入してください。
- (2) 記入する「建設業法上の建設工事」ごとの年間平均完成工事高(最右欄の数値)は、「総合評定値通知書」における数値と一致させてください。
- (3) 記入する「競争参加資格希望工事種別」ごとの合計値(最下欄の数値)は、様式1の「年間平均完成工事高」の希望工事種別ごとの数値と一致させてください。
- (4) 土木一式工事からPC橋上部工事に分割する年間平均完成工事高は、経営事項審査における土木一式工事の内訳表示であるプレストレスト・コンクリート工事の年間平均完成工事高と同一でなければなりません。
経営事項審査における土木一式工事の内訳表示であるプレストレスト・コンクリート工事の年間平均完成工事高は、当社の希望工事種別であるPC橋上部工事にしか計上できません。(以下とび・土工・コンクリート工事における法面処理工事、鋼構造物工事における鋼橋上部工事についても同様。)
- (5) とび・土工・コンクリート工事からのり面処理工事に分割する年間平均完成工事高は、経営事項審査におけるとび・土工・コンクリート工事の内訳表示である法面処理工事の年間平均完成工事高と同一でなければなりません。
- (6) 鋼構造物工事から鋼橋上部工事に分割する年間平均完成工事高は、経営事項審査における鋼構造物工事の内訳表示である鋼橋上部工事の年間平均完成工事高と同一でなければなりません。
- (7) その他、様式下部の記入要領に従って記入してください。
- (8) 右下の合計欄の数値は「総合評定値通知書」の合計欄の数値と端数が一致しなくても構いません。

記入例

様式2(平成23・24年度 NEXCO 中日本申請用)

受付番号

業者コード 1 0 0 0 1 2 3 4 5 6

工事分割内訳表

(単位:千円)

競争参加資格希望 建設業法上の建設工事 工事種別	土木工事	舗装工事	PC橋上 部工工事	鋼橋上部 工工事	建築工事	通信工事	管工事	受配電設 備工事	道路補修 工事	その他					合計
01 土木一式	321,543		28,563												350,106
02 建築一式					305,421										305,421
03 大工															
04 左官															
05 とび・土工・コンクリート	105,620								65,425						171,045
06 石															
07 屋根															
08 電気								0							0
09 管							10,179								10,179
10 タイル・れんが・ブロック															
11 鋼構造物				125,737											125,737
12 鉄筋															
13 ほ装	151,381														151,381
14 しゅんせつ															
15 板金															
16 ガラス															
17 塗装															
18 防水					18,564										18,564
19 内装仕上															
20 機械器具設置															
21 熱絶縁															
22 電気通信							0								0
23 造園															
24 さく井										12,638					12,638
25 建具															
26 水道施設															
27 消防施設															
28 清掃施設															
その他															
合計	427,163	151,381	28,563	125,737	323,985	0	10,179	0	65,425	12,638					1,145,071

【記載要領】

- 1 本表は総合評定値通知書等に記載されている工事種別ごとの年間完成工事高を当社の定める「競争参加資格希望工事種別」に分割もしくは合算して申請する場合に作成してください。
- 2 右側の「建設業法上の建設工事」の各合計値は経営事項審査における建設工事の種別ごとの年間平均完成工事高と一致させてください。
- 3 「建設業法上の建設工事」の種別には経営事項審査において審査を受けた全ての建設工事の種別に対応した年間平均完成工事高を記載し、また「競争参加資格希望工事種別」には、それに該当する全ての「競争参加資格希望工事種別」を記載してください。

「 業態調書 」 [様式 3]

記入にあたっては、次の点に注意して記入してください。また、添付した総合評価値通知書の基になった経営規模等評価申請書の「技術者名簿」から集計して転記してください。

様式に記入されている資格に該当する者について、それぞれの資格別に人数を右詰めで記入してください。様式に記入されている資格以外の資格保有者については記入しないでください。

なお、1人で2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格に重複して計上できませんが、技術士以外の資格で、1級及び2級の同資格を有している者は、上位の等級の欄のみに計上してください。

「合計」の欄には、検定種目等の区分ごとに記入した人数の合計（単純に合計したもの）を記入してください。

「実人数」の欄には、当該検定種目等の区分ごとに記入した人数（合計）の実際的人数を記入してください。なお、「実人数」は「合計」人数以下になります。

「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」の欄には、技術者名簿の「資格者証交付番号」欄に交付番号が記入のある技術者のうち、監理技術者講習修了証を所持している技術者を集計し、人数を記入してください。

記入例

様式3(平成23・24年度 NEXCO中日本申請用)

受付番号

業者コード 1 0 0 0 1 2 3 4 5 6

業 態 調 書

有資格技術職員内訳

検定種目	級別・種別	人 数	技術部門	選択科目	人 数			
施工管理技術士等	建設機械施工技術士	一級	技術士	上下水道	「上下水道及び工業用水道」			
		二級			その他			
	土木施工管理技術士	一級		5	森 林	「林業」		
		二級				土木	「森林土木」	
							鋼構造物塗装	
		薬液注入						
	建築施工管理技術士	一級		5	建築士等	建築士	一級建築士	
		二級				躯体	二級建築士	
						木造建築士		
	電気工事施工管理技術士	一級			建築設備士	資格		
二級		級別・種別	人 数					
管工事施工管理技術士	一級		その他資格	電気主任技術者	第一種電気主任技術者			
	二級			二級	第二種電気主任技術者			
造園施工管理技術士	一級	2	その他資格	電気工事士	第一種電気工事士			
	二級			二級	第二種電気工事士			
技術士	技術部門	選択項目	R C C M	無線技術士	第一級陸上無線技術士			
	総合技術監理部門	「鋼構造及びコンクリート」 建設部門に係る選択科目のうち「鋼構造物及びコンクリート」以外のもの 「農業土木」 電気電子部門 「流体工学」又は「熱工学」 機械部門に係る選択科目のうち「流体工学」又は「熱工学」以外のもの 「上下水道及び工業用水道」 上下水道部門に係る選択科目のうち「上下水道及び工業用水道」以外のもの 「林業」 「森林土木」 「水質管理」 「廃棄物管理」 衛生工学に係る選択科目のうち「水質管理」、「廃棄物管理」以外のもの			総合無線通信士	第一級総合無線通信士		
					二級	第二級総合無線通信士		
					電気通信主任技術者	伝送交換		
					線路			
					浄化槽設備士			
					その他設計技術者資格			
					建設	「鋼構造及びコンクリート」	専門とする部門	道路
					農業	その他		鋼構造及びコンクリート
					電気電子	「農業土木」		その他
					機 械	「流体工学」又は「熱工学」		合 計
		その他			実 人 数	17		
					監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数	2		

必ず記入してください

技術者が存在しない場合においては、合計・実人数とも「0」を記入してください

「総合評定値通知書の写し」

公共性のある施設又は工作物に関する工事（当社が発注する工事含む。）を直接請け負おうとする建設業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23による経営事項審査を受けることが義務づけられています。さらに、工事の請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けた後、その経営事項審査の申請の直前の事業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）から1年7月の間に限られています。したがって、毎年、当社が発注する工事を直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7月の間の「工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要になります。

申請書類として提出していただく「総合評定値通知書の写し」は、申請をする日の直前に受けたものであって、申請をする日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものでなければなりません。（該当する期限内に通知された経営事項審査の結果通知書が複数ある場合には、そのうち最新のものでなければなりません。）

「納税証明書の写し」

添付書類として「納税証明書の写し」を提出していただきます。この「納税証明書の写し」が添付されていない場合には、資格審査申請書類を受理することはできません。

(1) 添付を必要とする納税証明書の様式

下記のうち、いずれか一枚を添付してください。

できる限り、「 」のついた証明書を添付してください。（「 」のついた証明書は税目単位の証明書ですので、2枚必要になります。）

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙 第9号書式その3	「申告所得税(個人の場合)、法人税(法人の場合)、消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		
国税通則法施行規則別紙 第9号書式その3の2	「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		
国税通則法施行規則別紙 第9号書式その3の3	「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		

(2) 納税証明の対象

個人の場合 …… 申告所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明

法人の場合 …… 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明

(3) 有効な納税証明年月日及び提出方法

申請の際に、証明年月日が申請書提出時以前で3か月以内のものの写しを添付してください。

「委任状」(行政書士等が代理申請をする場合のみ)

行政書士等の代理人による申請(申請代理人の名義、印による申請)が可能です。

なお、代理申請を行う場合は、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。

(1) 申請書への押印

行政書士等が申請代理人として代理申請する場合には、17 申請代理人 欄に申請代理人の印を押印してください。ただし、委任状の受任者欄に押印した印と同一のものを使用してください。

この場合、10 役職・代表者氏名 欄への代表者印の押印は不要です。

(2) 委任状の提出

代理申請する場合には、申請者本人(代表者)から申請代理人(行政書士等)への委任状の提出が必要です。委任状は、必ず次の条件を満たすものの正本を提出してください。

【委任状の条件】

委任状の日付が申請日から3ヶ月以内のもの。

委任の範囲が具体的に記入していること。

受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)の記入があること。

委任者・受任者の住所、氏名の記入があること。

《例》	委任状	
	(受任者)	
	住 所	
	登録番号	
	氏 名	印
	電話番号	
	私は上記の者を代理人と定め、中日本高速道路(株)の競争参加資格審査の申請について次の権限を委任します。	
	(委任事項)	
	1. 申請書類の作成	
	1. 申請代理	
	1. 記入事項の訂正	
	平成 年 月 日	
	(委任者)	
	住 所	
商号又は名称	印	
代表者氏名		

6. 外国事業者が申請をする場合の提出書類等

(1) 「競争参加資格申請書(建設工事)」の 08 本社(店)住所 欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記入してください。

なお、日本国内の連絡場所については、その所在地を欄外に記入してください。

(2) 提出する書類等について、外国語で記入された事項については、日本語の訳文を添付してください。

(3) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記入してください。

第5 経常JVの申請方法

経常JVとは、優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成するものです。

なお、単体での申請を行っている方については、経常JVでの申請をすることはできません。（単体が経常JVのどちらかの申請となります。単体として「土木工事」以外を申請することもできません。）

また、当社では、経営事項評価点数及び技術評価点数についての加算の調整を行っていません。

1. 経常JVの申請を受付ける工事種別

土木工事のみ（「土木工事」以外の工種は申請できません。）

2. 資格審査の申請ができる方

(1) 登録できる経常JVの数

構成員が、登録することができる経常JVの数は1とします。

(2) 構成員数及び出資比率

2者又は3者とし、各構成員の出資比率の最小限度基準は、2者構成の場合は30%以上、3者構成の場合は20%以上とします。

(3) 構成員の組合せ

同一等級又は直近等級に属する者の組合せとします。また、3者による組み合わせの場合は、いずれの2者をとっても同一等級又は直近等級に認定を受けることができる者の組合せでなければなりません。

(4) 構成員の資格

全ての構成員が、次の7項目を満たしていなければなりません。

欠格要件（4・5ページ参照）に該当していないこと。

当社において、土木工事のA等級又はB等級の競争参加資格の認定を受けられない者であること。
資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社若しくは個人。

土木工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。

土木工事について元請けとしての施工実績を有すること。

監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たってこれらの技術者を工事現場ごとに専任で配置することができる者であること。

構成員単体での競争参加資格申請を提出していないこと。

3. 申請書類

申請書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

競争参加資格審査申請書（建設工事） …… 様式1
業態調書（すべての構成員合算） …… 様式3
総合評定値通知書の写し（各構成員すべて）
納税証明書の写し（各構成員すべて）
経常建設共同企業体協定書の写し（21・22ページ参照）
委任状（行政書士等が代理申請をする場合のみ）

～ の書類をその順序でクリップにまとめて提出してください。

4. 提出部数

3. 申請書類 ~ の提出部数は1部です。

5. 申請書類の作成方法

「第4 会社・個人事業者の申請方法」の場合と同様です。(10ページ参照)

6. 申請書類の記入要領

10ページの「第4 会社・個人事業者の申請方法」の場合の記入要領のほか、次の点に留意してください。

「競争参加資格審査申請書(建設工事)」[様式1]

- (1) 03 業者コード 06 適格組合証明 18 外資状況 19 営業年数 及び 20 総職員数 の各欄の記入は不要です。ただし、各構成員のうち、過去に単体で資格認定を受けている者がいる場合は、その者の業者コードを空白部分に記入してください。
- (2) 04 建設業許可番号 の欄外に、各構成員それぞれの建設業許可番号を記入してください。
- (3) 09 商号又は名称 欄には経常JVの名称を記入してください。
- (4) 10 代表者氏名(役職) 欄の余白部分に、代表となる会社の名称を記入してください。
- (5) 11 担当者氏名 欄には、経常JVの代表会社の職員で申請内容を把握している方(当該申請についての質問に答えられる方)を記入してください。
- (6) 21 完成工事高 のうち 年間平均完成工事高 欄は、各構成員の合算値を記入してください。また、空欄部に構成員ごとの完成工事高を記入してください。

「経常建設共同企業体協定書の写し」

経常建設共同企業体協定書は、次ページの様式により作成して下さい。

7. 申請にあたっての注意事項

- (1) 経常JVの申請は、インターネット方式を利用することはできません。
- (2) 経常JV申請の加算措置を行わないことから、資格認定後に意図した効果(ランクアップ等)にならない場合が想定されますので、十分に考慮したうえで申請してください。
- (3) 申請については、経常JVか単体での申請かのどちらかでなくてはなりません。(構成員が単体及び経常JVの両方での申請を行うことはできません。また、単体として「土木工事」以外の工種を申請することもできません。)

経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、 経常建設共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は共同企業体として認定を受けた日に成立し、その存続期間は2年とする。ただし、2年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後 箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地

建設株式会社

県 市 町 番地

建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

建設株式会社外 社は、上記のとおり 経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を 通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

建設株式会社
代表取締役 印
建設株式会社
代表取締役 印

第6 事業協同組合の申請方法

1. 資格審査の申請ができる方

欠格要件（4・5 ページ参照）に該当しない方は申請できます。

なお、事業協同組合については、受注機会の確保を図るため、特例計算が定められています。この特例は、事業協同組合から特例扱いの申出がある場合に限り適用することとなっておりますので、特例扱いを希望される方は、事業協同組合の特例扱いを希望する場合の項をご覧ください。

2. 事業協同組合の特例扱いを希望しない場合

(1) 申請書類

(2) 提出部数

(3) 申請書類の作成方法

(4) 申請書類の記入要領

「第4 会社・個人事業者の申請方法」の場合と同様です（10 ページ参照）。なお、申請書類に記入する内容は、全て事業共同組合自体のものとしてください。

3. 事業協同組合の特例扱いを希望する場合

事業協同組合の特例扱いを希望できる事業協同組合は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている場合に限られます。

また、特例扱いは、事業協同組合の希望工事種別のうち、官公需適格組合証明を受けた建設工事に対応する希望工事種別（39 ページ参照）で、かつ、特例扱いを希望する旨を申し出た希望工事種別についてのみ行います。

(1) 審査対象者

事業協同組合の特例扱いを希望する場合には、事業協同組合自体の経営の内容に加えて、組合員である建設業者のうちから最大10社の審査対象者のものも考慮されて審査が行われます。

審査対象者は次の要件を満たしていることが必要です。この場合、審査対象者の数は10を超えることはできません。

《審査対象者の要件》

当該組合の組合員であること。

当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。

当該希望工事種別に属する工事を施工することについて建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けている者であること。

欠格要件（4・5 ページ参照）に該当しない者であること。

(2) 申請書類

申請書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

競争参加資格審査申請書（建設工事）	……	様式 1	
工事分割内訳表	……	様式 2	
業態調書	……	様式 3	
営業所一覧表	……	様式 4	
共同企業体調書	……	様式 5	
総合評定値通知書の写し（事業協同組合及び全ての審査対象者分）			} 任意の様式で差し 支えありません。
納税証明書の写し（事業協同組合及び全ての審査対象者分）			
官公需適格組合証明書の写し			
審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名 を記入した書面			
役員名簿			
組合員名簿			
委任状（行政書士等が代理申請をする場合のみ）			
～ の書類をその順序でクリップにまとめて提出してください。			

(3) 提出部数

(4) 申請書類の作成方法

} 「第4 会社・個人事業者の申請方法」の場合と同様です。
(10 ページ参照)

(5) 申請書類の記入要領

10 ページの「第4 会社・個人事業者の申請方法」の場合の記入要領のほか、次の点に留意してください。

「競争参加資格審査申請書（建設工事）」 [様式 1]

特例扱いを希望する場合は、「競争参加資格審査申請書（建設工事）」（様式 1）の本文中「…事実と相違しないことを誓約します。」の後の余白に特例扱いを希望する旨（例えば、「特例扱いを希望します。」等）及びその希望工事種別を朱書きで記入してください。

06 適格組合証明 欄には、中小企業庁の官公需適格組合の証明年月日・番号を記入してください。

19 営業年数 欄には、事業協同組合及び各審査対象者の平均年数を記入してください。

20 総職員数 欄には、事業協同組合及び各審査対象者の総職員数の合計職員数を記入してください。

21 完成工事高 の各欄には、事業協同組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高を合計した金額をそれぞれ記入してください。

「工事分割内訳表」 [様式 2]

事業協同組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高を合計した金額をそれぞれ記入してください。

「業態調書」 [様式 3]

事業協同組合及び各審査対象者の有資格技術職員数を合計した人数を記入してください。

「 営業所一覧表」 [様式 4]

事業協同組合自体の本店又は支店・営業所等を記入してください。

「 共同企業体等調書」 [様式 5]

官公需適格組合のほか審査対象者が4事業者までの場合（以下「A者の場合」という。）には、共同企業体等調書を2枚（様式5-1（技術職員数）その1及び様式5-3（元請完工高））作成し、これを超える事業者からなる場合（以下「B者の場合」という。）には、共同企業体等調書を3枚（様式5-1（技術職員数）その1、様式5-2（技術職員数）その2及び様式5-3（元請完工高））作成して提出してください。

各欄については、次により記入してください。

【様式5-1及び様式5-2】（技術職員数）

「技術職員数」欄には、総合評定値通知書等の「技術職員数」欄に記入されている建設工事の種類別の技術職員数を、事業協同組合及び審査対象者ごとに、1級、講習受講、基幹、2級及びその他の から の各欄にそれぞれ転記してください。また、A者の場合には、 から までの各欄の合計数値を「 or 計」欄に記入し、B者の場合には、 から までの各欄の合計数値を「計」欄に記入してください。

「年間平均完成工事高」欄には、「競争参加資格申請書（建設工事）」（様式1）の「21 完成工事高 年間平均完成工事高」欄において記入した合計金額を転記してください。

「自己資本額及び利益額」欄には、総合評定値通知書等の「自己資本額」欄に記入されている金額を上段に、「利益額」欄に記入されている金額を下段にそれぞれ転記してください。また、「 or 計」欄及び「計」欄についても上記 の方法により記入してください。

「経営状況」欄には、総合評定値通知書等の「経営状況」欄の「評点（Y）」欄に記入されている点数を転記してください。また、「 or 計」欄及び「計」欄についても上記 の方法により記入してください。

「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書等の「その他の評価項目（社会性等）」欄の「評点（W）」欄に記入されている点数を転記してください。また、「 or 計」欄及び「計」欄についても上記 の方法により記入してください。

【様式5-3】（元請完工高）

「元請完工高」欄に、総合評定値通知書等の「元請完成工事高」欄に記入されている建設工事の種類別の元請完成工事高を、事業協同組合及び審査対象者ごとに、 から の各欄にそれぞれ転記してください。

「 総合評定値通知書の写し」

事業協同組合及び全ての審査対象者の総合評定値通知書の写し（「第4 会社・個人事業者の申請方法」の場合と同様のもの。）をそれぞれ提出してください。

4 . 申請にあたっての注意事項

- (1) 特例扱いを希望する場合は、インターネット方式を利用することはできません。
- (2) 事業協同組合の特例扱いは、前述のとおり、事業協同組合自体の経営内容等に加え、最大10社の審査対象者のものも考慮して審査が行われますので、審査対象者の指定にあたっては、特例扱いを希望する工事種別ごとに十分検討のうえ、審査対象者の要件を満たす構成員の中から、適切な者を指定してください。

- (3) 当社が発注する工事では、事業協同組合が特定建設共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員となることはできませんので、予めご注意ください。
- (4) 構成員が「欠格要件(4・5 ページ参照)」に該当した場合については、再申請が必要となります。

第7 協業組合・企業組合の申請方法

1. 資格審査の申請ができる方

欠格要件（4・5ページ参照）に該当しない方は申請できます。

- | | | |
|--------------|---|--|
| 2. 申請書類 | } | 「第4 会社・個人事業者の申請方法」の場合と同様です。
(10ページ参照) |
| 3. 提出部数 | | |
| 4. 申請書類の作成方法 | | |

5. 申請書類の記入要領

10ページの「第4 会社・個人事業者の申請方法」の場合の記入要領のほか、次の点に留意してください。

また、申請書類に記入する内容は、全て協業組合又は企業組合自体のものとしてください。

「競争参加資格審査申請書（建設工事）」[様式1]

21 完成工事高 の欄には、協業組合又は企業組合自体の年間平均完成工事高を記入してください。

「業態調書」[様式3]

「有資格技術職員内訳」の部分には、協業組合又は企業組合自体の人数を記入してください。

第8 合併等により設立された会社の申請方法

競争参加資格審査申請書を申請した日以降に合併、事業譲渡及び会社分割(以下「合併等」といいます。)を行った場合は、合併等に伴う競争参加資格の承継手続きが必要です。また、一部の事業譲渡または会社分割を行った譲渡人についても、併せて手続きが必要です。

合併等により新たに設立された会社については、「第4 会社・個人事業者の申請方法」のほか、以下の方法で申請してください。

1. 資格審査の申請ができる方

欠格要件(4・5 ページ参照)に該当しない方は申請できます。

(1) 合併等により新たに設立された会社の種類

「合併等により新たに設立された会社」とは、次の から までに掲げる会社をいう。

合併

合併により新たに会社が設立された場合における新設会社(以下「合併新設会社」という。)又は合併によりその一方が存続した場合における存続会社(以下「合併存続会社」という。)

事業譲渡

イ. 親会社が、その事業(建設業)の全部又は一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該事業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該事業部門の事業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

ロ. 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の事業(建設業)の全部又は一部を譲り受けたことにより当該事業を譲渡した会社(以下「承継譲渡会社」という。)の当該事業部門の事業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社(以下「承継譲受会社」という。)

ハ. 既存の会社が他の会社から事業(建設業)の全部又は一部を譲り受けたことにより当該事業を譲渡した会社(以下「譲渡会社」という。)の当該事業部門の事業活動が廃止され、又は休止された場合における当該事業を譲り受けた会社(以下「譲受会社」という。)

会社分割

事業(建設業)の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社(以下「分割会社」という。)の当該事業部門の事業活動が廃止され、又は休止された場合における当該事業を承継した会社(以下「分割承継会社」という。)

(2) 技術評価点数における特例

合併新設会社又は合併存続会社にあつては、それぞれの合併前の合併当事会社を一つの会社とみなして算定します。

事業譲渡又は分割の場合にあつては、事業(建設業)の全部を譲り受けた場合等、合併と同等とみなし得る場合のみ、親会社と子会社、承継譲渡会社と承継譲受会社、譲渡会社と譲受会社、又は分割会社と分割承継会社を一つの会社とみなして算定します。

(3) 資格登録停止に伴う減点における特例

合併等の当事会社において、資格登録停止に伴う減点がある場合は、当社の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」で定める基準により、算定します。

(4) 施工実績の取扱い

合併の場合にあっては、それぞれの合併前の合併当事会社を一つの会社とみなした施工実績を合併新設会社又は合併存続会社の施工実績とみなします。

事業譲渡又は分割の場合にあっては、事業（建設業）の全部を譲り受けた場合等、合併と同等とみなし得る場合のみ、親会社と子会社、承継譲渡会社と承継譲受会社、譲渡会社と譲受会社、又は分割会社と分割承継会社を一つの会社とみなした施工実績を、子会社、承継譲受会社、譲受会社、又は分割承継会社の施工実績とみなします。

(5) その他

既に合併等を行っていたが、平成 21・22 年度以前の当社の資格審査において合併等の事実について申請していなかった場合でも、過去 5 年間以内に合併等された会社にあつては、希望すれば上記の適用を受けることができます。

合併等の後 1 年未満であり、合併等会社として決算を済まされていない合併等会社にあつては、合併日、事業譲渡日又は会社分割日を審査基準日とする経営事項審査を受けていなければなりません。

2. 申請書類

申請書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

競争参加資格承継申請書	…… 様式 6
競争参加資格審査申請書（建設工事）	…… 様式 1
工事分割内訳表	…… 様式 2
業態調書	…… 様式 3
営業所一覧表	…… 様式 4
総合評定値通知書の写し（合併等後を審査基準日とするもの）	
納税証明書の写し	
委任状（行政書士等が代理申請をする場合のみ）	
【合併の場合】	
合併契約書の写し	
合併後の登記事項証明書の写し	
消滅会社の閉鎖登記簿（写し）または建設業廃業届の写し	
【事業譲渡の場合】	
事業譲渡契約書の写し	
譲渡会社及び譲受会社の株主総会議事録の写し（会社法により株主総会の承認が必要な場合に限る。）	
事業譲渡後の譲渡会社及び譲受会社の登記事項証明書の写し	
譲渡会社の建設業廃業届の写し（廃業する場合に限る。）	
【会社分割の場合】	
会社分割契約書の写し	
会社分割後の分割会社及び分割承継会社の登記事項証明書の写し	
分割会社の建設業廃業届の写し（廃業する場合に限る。）	

合併の場合は ~、事業譲渡の場合は ~ 及び ~、会社分割の場合は ~ 及び ~ の書類をその順序でクリップにまとめて提出してください。

3. 提出部数 } 「第4 会社・個人事業者の申請方法」の場合と同様です。
4. 申請書類の作成方法 } (10 ページ参照)

5. 申請書類の記入要領

10 ページの「第4 会社・個人事業者の申請方法」の場合の記入要領のほか、次の点に留意してください。

なお、記入する内容は、合併、事業譲渡又は会社分割の後のものとしてください。

「 合併等に伴う競争参加資格承継申請書 」 [様式 6]

- (1) 合併等後の会社の欄に押印してください。
- (2) 事業譲渡、会社分割の場合は、譲渡・分割によって承継会社が承継する当社の希望工事種別について、漏れなく記入してください。
- (3) 合併理由は簡潔明瞭に記入してください。

「 競争参加資格審査申請書（建設工事）」 [様式 1]

- (1) 20 総職員数 の欄には、合併等後の総職員数を記入してください。
- (2) 21 完成工事高 の欄には、合併等後の年間平均完成工事高を記入してください。

「 工事分割内訳表 」 [様式 2]

「年間平均完成工事高」 の欄には、合併等後の年間平均完成工事高を記入してください。

「 業態調書 」 [様式 3]

合併等後の人数を記入してください。

6. 合併等後の再審査

申請書類の提出後又は有資格者として認定された後に、合併、事業譲渡又は会社分割を行った場合には、速やかにその旨を受付場所（7 ページ参照）に届け出るとともに、競争参加資格の再申請を行ってください。

また、当社と現に契約中である工事等の手続きの方法も含め、合併等に関する手続きについて不明な点等ありましたら、受付場所（7 ページ参照）にお問い合わせください。

会社分割を行った場合の記入例

様式6-3(平成23・24年度 NEXCO中日本申請用)

会社分割に伴う競争参加資格承継申請書【工事】

平成 23 年 6 月 1 日

中日本高速道路(株) 殿

分割後会社 (所在地) 岐阜県岐南町8-76
(商号) 岐南橋梁(株)
(代表者) 南 晴夫 印

分割前会社
分割渡会社 (商号) 四日市鉄骨橋梁(株)
分割受会社 (商号) 岐南橋梁(株)

平成 23 年 5 月 1 日付けをもって、四日市鉄骨橋梁株式会社は、岐南橋梁株式会社により会社分割し、権利義務の一切を承継しましたので、競争参加資格の承継について申請します。

なお、会社分割後の会社は岐南橋梁株式会社とします。

記

1. 分割する希望工事種別

PC橋上部工工事

弊社の工事種別のうち、分割する工事種別を全て記入してください

2. 会社分割理由

事業譲渡を行った理由を簡潔明瞭に記載してください

2. 申請に伴う提出書類

- 競争参加資格審査申請書(建設工事) ……様式1
- 工事分割内訳表 ……様式2
- 業態調書 ……様式3
- 営業所一覧表 ……様式4
- 総合評定値通知書の写し(会社分割後を審査基準日とするもの)
- 納税証明書の写し
- 会社分割契約書の写し
- 会社分割後の分割会社及び分割承継会社の登記事項証明書の写し
- 分割会社の建設業廃業届の写し(廃業する場合に限る)

以 上

第9 変更事項の届出方法等

1. 申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後又は有資格者として認定された後に次に掲げる(1)～(5)の場合に該当するときは、速やかに、「競争参加資格審査申請書変更届(建設工事、測量等)」(別記様式)及び添付書類を提出してください。

(1) 申請者又は有資格者として認定された方が次に該当した場合

- 死亡したとき
- 法人が合併等により消滅したとき
- 法人が破産により解散したとき
- 法人が合併等又は破産以外の事由により解散したとき
- 廃業したとき(一部廃業を含む)
- 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者になったとき
- 建設業法第3条の規定による許可の全部又は一部を受けていない者となったとき
- 経常JVを解散した場合

(2) 申請者又は有資格者として認定された方が次の事項を変更した場合

区分	変更事項	添付書類
法	本社(店)住所	登記事項証明書(又は抄本)の写し
	商号又は名称	登記事項証明書(又は抄本)の写し
	本社(店)代表者の氏名	登記事項証明書(又は抄本)の写し
	本社(店)の電話番号、FAX番号、メールアドレス	
人	許可・登録の状況	許可・登録等の証明書の写し (建設業許可書の写し等)
	営業所の名称、住所、電話番号及びFAX番号、許可工事種別	建設業許可の変更届出書の写し等
	営業所の新設	営業所の建設業許可業種を証明するもの (建設業許可の変更届出書の写し等) 新設した営業所に係る営業所一覧表
	営業所の閉鎖	
個	住所	住民票の写し
	氏名	戸籍謄本(又は抄本)の写し
	電話番号、FAX番号、メールアドレス	
人	許可・登録の状況	許可・登録等の証明書の写し (建設業許可書の写し等)
	代表会社の代表者名、住所、商号又は名称	登記事項証明書(又は抄本)の写し
経常 JV	電話番号、FAX番号	

商号又は名称、代表者氏名及び住所については、カタカナでフリガナを付してください。

許可・登録の状況については、単に建設業許可の更新を行った場合(一切変更がない場合)は必要ありません。

市町村合併及び政令指定都市等区画整理に伴う住所の変更届は不要です。

支店長、営業所長の氏名の変更については、変更届は不要です。

(3) 合併、事業譲渡又は会社分割を行った場合

合併、事業譲渡又は会社分割を行った場合は、速やかにその旨を届け出るとともに、競争参加資格の再申請を行っていただきます。

なお、再申請の方法は、「第8 合併等により設立した会社の申請方法」(29 ページ)を参照してください。

(4) 認定を受けた工事種別の全部又は一部を取り下げる場合

資格認定の取り下げについては、申請者の方の自由です(事後に不利益を生じるようなことは一切ありません。)。ただし、資格の有効期間内にもかかわらず、認定を受けた資格について取り下げた場合、同一有効期間内は、当該資格については再度の申請をすることは認められませんのでご注意ください。

また、申請書類を一度提出した場合、資格認定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合については、認定後と同様に当該有効期間内での再度の申請をすることは認められませんので、ご注意ください。(ただし、インターネット方式における一定期間内での申請データの削除は除きます。)

(5) 事業協同組合が、上記(1),(2),(4)の他、次に該当した場合

審査対象者が審査対象者の要件(24 ページ参照)に該当しなくなったとき。

審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名に変更があったとき。

官公需適格組合証明が取り消されたとき。

官公需適格組合証明の更新を受けたとき。(官公需適格組合証明書を添付してください。)

(6) 官公需適格組合証明の内容が変更された場合等の取り扱い

事業協同組合の特例扱いは、官公需適格組合証明を受けた建設工事の種類に対応する希望工事種別のうち、特例扱いを希望する希望工事種別について行うこととしています。

なお、次の場合には資格の認定を更新しないことがあります。

- 審査対象者がその要件に該当しなくなったとき。
- 官公需適格組合証明が取り消されたとき。
- 官公需適格組合証明は更新されたが、証明された建設工事の種類が少なくなったとき。
- 官公需適格組合証明の有効期間を経過した後1月以内に更新を受けた旨の届出がないとき。

官公需適格組合証明の有効期間を経過した後1月以内に官公需適格組合証明の更新を受けた旨の届出がない場合には、官公需適格組合証明を受けていないものとして取り扱いますので、届出を忘れないように注意してください。

2. 変更届の提出先及び提出方法

(1) 提出先及び提出方法

受付場所(7 ページ参照)へ郵送により提出してください。

(2) 提出部数

工事、調査等の登録ごとに、上記(1)の提出先に1部提出してください。

3. 契約案件に係る変更事項の届出について

契約案件に係る変更事項が発生した場合については、契約案件ごとに契約担当者へ連絡し、競争参加資格審査の変更届けとは別に所要の手続きを行う必要があります。

記入例

(届出様式(統一様式))

競争参加資格審査申請書変更届(建設工事、測量等)

平成 23 年 5 月 20 日

中日本高速道路(株) 殿

登録部局名 中日本高速道路(株)
業者コード(10桁) 1000123456

郵便番号 〒460-0006
住所 愛知県名古屋市中区葵1-1-1
商号又は名称 (株)NEXCO建設
代表者氏名 代表取締役 中日本 三郎 印

工事・調査等の両方の変更である
場合については、両方につけて、
変更届を1部だけ提出してください

下記のとおりの変更があったので届出をします。

記

1 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
商号又は名称の変更	(株)中日本建設	ネクソコネク (株)NEXCO建設	平成23年5月1日
代表者氏名の変更	中日本 健太郎	ナカニシ サブロー 中日本 三郎	平成23年5月1日
住所変更	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-18-19	〒460-0006 愛知県名古屋市中区葵1-1-1	平成23年5月1日
資格の取り下げ	舗装工事		平成23年5月1日

商号又は名称、代表者名および住所に
変更のある場合は、フリガナを記入してください

2 変更事項に係る添付書類名

登記事項証明書(写し)
建設業許可の変更届出書(写し)

記載要領

- 1 認定されている資格の種類を、表題の(建設工事、測量等)に 印を付してください。
- 2 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載していただき、その旨を本様式の欄外に注記してください。
- 3 当社と契約中の案件がある場合には、上記2に契約担当部署、契約番号及び契約件名を添付書類と併せて記載してください。
- 4 行政書士が、本書類を作成した場合は、欄外に記名押印等をしてください。
- 5 住所・商号・代表者の変更の場合は「フリガナ」を振ってください。

平成 21・22 年度から競争参加資格認定通知書を発行しておりませんので、「業者コード」は当社のホームページに掲載している「有資格者公表名簿」でご確認ください。

第 10 資格認定後の工事種別追加の申請

1. 資格認定後の工事種別追加の申請

平成 23・24 年度の競争参加資格について当社から認定を受けた後、新たに登録工事種別の追加（以下「追加申請」という。）を希望する方は、次の事項に留意のうえ申請書類を作成してください。なお、登録工事種別の追加を希望する場合は、建設業法の建設工事の許可の種類が当社の工事種別に対応していることに加えて、対応する建設業法の建設工事の許可の種類に係る経営事項審査を受けていることが要件となりますので注意してください。

2. 申請方法・受付場所

受付場所（7 ページ参照）へ郵送により提出してください。

ただし、追加申請の場合は、インターネット方式を利用することはできません。

3. 申請書類

4. 提出部数

5. 申請書類の作成方法

「第 4 会社・個人事業者の申請方法」の場合と同様です。（10 ページ参照）
ただし、申請書類のうち「営業所一覧表」、「総合評定値通知書の写し」、「納税証明書の写し」については、当初の申請と同一のものであれば添付する必要はありません。

6. 申請書類の記入要領

10 ページの記入要領のほか、次の点に留意してください。

「競争参加資格審査申請書（建設工事）」[様式 1]

追加申請する場合は、様式 1 の余白に「工種の追加を申請します。」と朱書きで記入してください。

01 1 新規 / 2 更新 欄については、「2 更新」に 印を付してください。

21 完成工事高 の欄の「年間平均完成工事高」については、工種追加の場合は、平成 23・24 年度の資格審査において提出した総合評定値通知書をもとに完成工事高を記入してください。その際、今回追加を希望する工事種別の完成工事高については、当初申請時に「24 その他」に金額を計上していた場合のみ、その金額の範囲内で計上することができます。ただし、既に資格を有している工事種別の完成工事高及び合計額を変更することはできません。

なお、「当初申請日において経営事項審査を受けていなかったために希望できなかった工事種別について、当初申請日以降に当該建設業の経営事項審査を受けたことにより工種追加申請する場合」の完成工事高は「0」とし、申請日以降に受けた総合評定値通知書を添付してください。

21 完成工事高 の「申請希望」欄には、既に資格を有している工事種別については 印を付し、今回追加を希望する工事種別については 印を付してください。

記入例

様式1(平成23・24年度 NEXCO中日本申請用)

受付番号

業者コード 1 0 0 0 1 2 3 4 5 6

競争参加資格 希望工事種別	年間平均完成工事高 (千円)	申請 希望	希望する工事の内容・順位						
			1	2	3	4	5		
01 土木工事	427,163								
02 舗装工事	151,381								
03 PC橋上部工工事	28,563								
04 鋼橋上部工工事	125,737								
05 建築工事	323,985								
06 電気工事									
07 通信工事	0								
08 管工事	10,179								
09 塗装工事									
10 造園工事									
11 区画線工事									
12 のり面処理工事									
13 防護さく工事	0								
14 遮音壁工事									
15 標識工事									
16 トンネル内装工事									
17 トンネル非常用設備工事									
18 受配電設備工事	0								
19 遠方監視制御設備工事	0								
20 交通情報設備工事									
21 トンネル換気設備工事									
22 機械設備工事									
23 道路補修工事	65,425		D	A					
24 その他	12,638								
合計	1,145,071	11							

(注)完成工事高については、消費税を含まない金額を記載してください。

合計欄は当初申請時の総合評定値
通知書の合計値を記入してください

認定済みの職種欄には当初申請
時の金額を記入してください

既認定の職種については、「」
で記入してください

追加申請する職種別に「」を
記入してください

道路補修工事を追加する場合は、
「希望する工事の内容・順位」欄
も記入してください

道路補修工事を希望する場合は、必ず
「希望する工事の内容」を下記の表から選び、それに対応するコードを
希望順位の順番に記載してください。

工事種別	コード	希望する工事の内容
道路補修工事	A	支承・伸縮装置補修
	B	コンクリート構造物(橋梁)
	C	コンクリート構造物(橋梁以外)
	D	鋼構造物補修
	E	上記(A~D)以外の土工・舗装等

《平成23・24年度当社の工事種別及び主な工事内容》

工種	希望工事種別	主な工事内容
01	土木工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧に係る土木工事（草刈含む。）
02	舗装工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧、維持修繕に係る舗装工事
03	PC橋上部工工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧に係るPC橋上部工工事
04	鋼橋上部工工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧に係る鋼橋上部工工事
05	建築工事	事務所の社屋、料金所、公衆便所、車庫、社員宿舎、汚水処理施設等の新築、改築、大規模な修繕・模様替えに係る建築工事
06	電気工事	道路照明施設、電力ケーブル施設（管路含む。）及び屋内電気施設の新設、改良、維持修繕に係る電気工事
07	通信工事	有線電気通信線路（管路を含む。）の新設、改良、維持修繕に係る通信工事
08	管工事	給排水施設、衛生施設、ガス施設、空気調和施設、散水・融雪施設、汚水処理施設等の新設、改良、維持修繕に係る管工事もしくは機械工事
09	塗装工事	鋼橋等の塗装工事（維持修繕に係る塗替塗装工事を含む。）
10	造園工事	道路の新設、改築、改良、維持修繕に係る造園工事、緑化資材のリサイクルに係る業務
11	区画線工事	道路の新設、改築、改良、維持修繕に係る区画線工事
12	のり面処理工事	道路の新設、改築、改良、維持修繕に係るのり面保護工事（植生又は構造物によるのり面保護工事）
13	防護さく工事	交通安全施設（防護さく（ガードレール等）、立入防止さく、げん光防止施設、落下物防止さく等）、落石等の防護のためのネット等の新設、改築、改良、維持修繕に係る工事
14	遮音壁工事	遮音壁の新設、改築、改良、維持修繕に係る工事
15	標識工事	道路標識（照明設備を有するものを含む。）の新設、改築、改良、維持修繕に係る工事
16	トンネル内装工事	トンネル内装板等の新設、改築、改良、維持修繕に係る工事
17	トンネル非常用設備工事	道路トンネル用の火災報知設備、水噴霧設備、消火設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る機械工事
18	受配電設備工事	受配電設備、自家発電設備、無停電電源設備、直流電源設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る電気工事
19	遠方監視制御設備工事	遠方監視制御設備、情報交換設備、情報ターミナル設備、伝送交換設備、衛星通信設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る通信工事
20	交通情報設備工事	可変式道路情報板設備、可変式速度規制標識設備、信号機設備、気象観測設備、交通量計測設備、画像設備、無線通信設備、トンネル内ラジオ再放送設備、トンネル内拡声放送設備、ハイウェイラジオ設備、路車間情報設備、自動料金収受設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る通信工事
21	トンネル換気設備工事	トンネル換気用送・排風機設備、集塵機設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る機械工事
22	機械設備工事	車重計設備、軸重計設備、汚水処理設備、ゴミ処理設備、エレベーター昇降設備、クレーン設備、ポンプ設備、清掃点検等自動化設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る機械工事
23	道路補修工事	道路の土木構造物のうち土構造物、コンクリート構造物（PC橋梁を含む。）、鋼橋梁の維持修繕に係る工事（他の工事種別に属する工事は除く。）

《当社の工事種別と建設業法の建設工事（許可）の種類に対応表》

下表の右欄の建設工事（許可）の種類のうち1種類以上の許可を受け、かつ、当該許可の経営事項審査を受けていなければ、それに対応する左欄の当社の工事種別は申請できません。

当社の工事種別	建設工事（許可）の種類	当社の工事種別	建設工事（許可）の種類	
01 土木工事	土木一式工事 (土)	12 のり面処理工事	土木一式工事 (土)	
	とび・土工・コンクリート工事 (と)		とび・土工・コンクリート工事 (と)	
	タイル・れんが・ブロック工事 (タ)		13 防護さく工事	土木一式工事 (土)
02 舗装工事	ほ装工事 (ほ)	とび・土工・コンクリート工事 (と)		
	03 P C 橋上部工工事	土木一式工事 (土)		鋼構造物工事 (鋼)
とび・土工・コンクリート工事 (と)		14 遮音壁工事	土木一式工事 (土)	
04 鋼橋上部工工事	鋼構造物工事 (鋼)		とび・土工・コンクリート工事 (と)	
	とび・土工・コンクリート工事 (と)	鋼構造物工事 (鋼)		
05 建築工事	建築一式工事 (建)	15 標識工事	土木一式工事 (土)	
	大工工事 (大)		とび・土工・コンクリート工事 (と)	
	左官工事 (左)		鋼構造物工事 (鋼)	
	とび・土工・コンクリート工事 (と)	16 トンネル内装工事	土木一式工事 (土)	
	石工事 (石)		とび・土工・コンクリート工事 (と)	
	屋根工事 (屋)		タイル・れんが・ブロック工事 (タ)	
	タイル・れんが・ブロック工事 (タ)		板金工事 (板)	
	鋼構造物工事 (鋼)		17 トンネル非常用設備工事	消防施設工事 (消)
	防水工事 (防)	電気工事 (電)		
	内装仕上工事 (内)	18 受配電設備工事		電気通信工事 (通)
	建具工事 (具)		電気通信工事 (通)	
	清掃施設工事 (清)	19 遠方監視制御設備工事	20 交通情報設備工事	機械器具設置工事 (機)
	06 電気工事			電気工事 (電)
07 通信工事		電気通信工事 (通)	22 機械設備工事	機械器具設置工事 (機)
	08 管工事	管工事 (管)		鋼構造物工事 (鋼)
機械器具設置工事 (機)		清掃施設工事 (清)		
熱絶縁工事 (絶)		23 道路補修工事	土木一式工事 (土)	
水道施設工事 (水)			とび・土工・コンクリート工事 (と)	
09 塗装工事	塗装工事 (塗)		タイル・れんが・ブロック工事 (タ)	
	10 造園工事		造園工事 (園)	鋼構造物工事 (鋼)
11 区画線工事		塗装工事 (塗)	防水工事 (防)	

「建設工事（許可）の種類」欄の印の意味は、例えば、「建築工事」を希望する方が、建設工事（許可）の種類のうち「石工事」の許可をとって申請した場合、「建築工事」の資格の認定を受けることができますが、実際の受注の対象となるのは、建築工事のうち石工事のみを単体で発注する場合のみです。

《支社等別業務内容（平成22年4月1日現在）》

支社等名	主 な 業 務 内 容
本 社	道路の建設又は管理に係わる基本的な調査及び当社各機関に共通する試験、研究技術の開発又は改善等の業務
東 京 支 社	東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県（ただし、名古屋支社及び八王子支社において所掌するものを除く。）内での建設と管理
名 古 屋 支 社	富山県、石川県、福井県、長野県（中央自動車道のうち伊北ICから長野県と岐阜県の境界までの区間に限る。）、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県（ただし、金沢支社において所掌するものを除く。）内での建設と管理 東名高速道路のうち、三ヶ日ICから静岡県と愛知県の境界までの区間の管理 東海北陸自動車道のうち、一ノ宮JCTから白川郷ICまでの区間の建設と管理
八 王 子 支 社	東京都、神奈川県、山梨県、長野県（ただし、東京都、神奈川県及び長野県にあっては、中央自動車道のうち、高井戸ICから神奈川県と山梨県の境界までの区間及び山梨県と長野県の境界から伊北ICまでの区間、長野自動車道のうち岡谷JCTから豊科ICまでの区間、首都圏中央連絡自動車道のうち八王子JCTからあきる野ICまでの区間、八王子バイパス並びに安房峠道路のうち中ノ湯ICから長野県と岐阜県の境界までの区間）内での管理 安房峠道路のうち、長野県と岐阜県の県境から高山市奥飛騨温泉郷平湯までの区間及び東富士五湖道路のうち、山梨県と静岡県の県境から須走ICまでの区間の管理
金 沢 支 社	富山県、石川県、福井県内での管理 東海北陸自動車道のうち、白川郷ICから岐阜県と富山県の県境までの区間の管理 北陸自動車道のうち、福井県と滋賀県の県境から木之本ICまでの区間の管理

競争参加資格審査申請に伴う不正行為等防止約款

(総則)

第1条 中日本高速道路株式会社(以下「甲」という。)及び競争参加資格申請書の提出者(以下「乙」という。)は、日本国の法令を遵守し、入札・契約手続に係る不正行為等を防止するため、この約款に定める事項について、誠実にこれを履行しなければならない。

2 乙は、この約款を遵守することを誓約したうえで、競争参加資格申請書を甲に提出しなければならない。
(不正行為の禁止)

第2条 乙(全ての役員、社員、支配人又は使用人)は、次の各号に掲げる行為を一切行わないものとする。

- 一 刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項に規定する競売入札妨害若しくは同条第2項に規定する談合又は同法第198条に規定する贈賄
- 二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に規定する私的独占及び不当な取引制限
- 三 前二号に掲げる行為を行う目的で、甲の役員又は社員と接触すること
- 四 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をすること
- 五 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること
- 六 監督又は検査の実施に当たり甲の社員の職務の執行を妨げること
- 七 正当な理由がなくて契約を履行しないこと
- 八 甲に提出する書類に虚偽の記入をすること
- 九 その他甲に著しい損害を与えること
- 十 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用すること
- 十一 前各号に掲げる場合のほか、法令又は甲の諸規程等に違反するなど、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる行為

2 乙(全ての役員、社員、支配人又は使用人)は、第1項に規定する不正行為がある事実を知ったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

3 甲(全ての役員又は社員)は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号、以下「入札談合等関与行為防止法」という。)第2条第5項に規定する入札談合等関与行為を一切行わないものとする。

(再就職規制)

第3条 乙は、甲の定める再就職に関する規制に反して、甲の役員又は社員であった者を受け入れてはならないものとする。

(不正行為に対する措置)

第4条 甲は、乙が第2条第1項若しくは第2項又は第3条に違反したと認める場合は、甲の内規に基づき資格登録停止又は競争参加資格認定取消の措置を行うものとする。

2 甲は、乙が第2条第1項第1号又は第2号に違反したと認める場合は、乙と締結する工事の請負契約書に基づき、違約金の請求を行うものとする。

3 甲は、第2条第3項に違反したもとして、公正取引委員会から入札談合等関与行為防止法第3条第1項又は第2項に基づく求めがあったときは、同法に基づき調査等必要な措置を行うものとする。

(情報の公表)

第5条 甲は、入札手続の透明性を確保するため、入札状況等必要な情報を適切な方法で公表するものとする。

(調査等への協力等)

第6条 乙は、第2条又は第3条に規定する不正行為等の疑いがあると甲が認めるときは、甲の要請に基づき、ヒアリング、資料の提出等に協力するものとする。

(紛争の解決)

第7条 この約款に関し甲乙間に紛争が生じ、甲乙間の協議が整わなかったときは、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とし、調停又は訴訟により解決を図るものとする。

(有効期間)

第8条 この約款の有効期間は、競争参加資格申請書を提出した日から甲から認定されている競争参加資格の有効期限までとする。

申請の事前チェック

以下の内容については、申請時に修正や差し替えが多い点です。申請書類提出前に事前チェックをお願いします。

新規・更新のいずれかに 印が付されていますか。

更新の方は業者コードの欄に資格認定のコード番号(10桁)が記入されていますか。(例: 1000012345)

年月日は申請書の提出日(発送日)が記入されていますか。

本社(店)住所のフリガナは、都道府県名を省略して記入されていますか。また、丁目・番地は、「- (ハイフン)」で省略して記入されていますか。

代表者氏名の右に「代表者印」が押されていますか。

「年間平均完成工事高」の欄については、「当社の工事種別と建設業法の建設工事(許可)の種類に対応表」(39ページ)に対応する金額を記入していますか。

申請希望欄には、希望する工事種別に対して 印が記入されていますか。また、印の合計数は記入されていますか。

「工事分割内訳表」を記入している場合、希望工事種別ごとの合計値が様式1の「年間平均完成工事高」の希望工事種別ごとの数値と合致していますか。

「営業所一覧表」の記入にあたっては、経営事項審査を受けた建設業の許可を有する本社(店)及び支店等営業所であり、経営事項審査を受けた建設業許可業種は記入されていますか。

「総合評定値通知書」については、審査基準日が1年7ヶ月前までの最新のものになっていますか。

納税証明書その3、その3の2又はその3の3のいずれかの写しは添付されていますか。(法人税若しくは申告所得税、消費税及び地方消費税の分が必要となります。納税証明書その1では受付ができません。)

経常JVで申請している場合は、各構成員単体での申請はできません。また、希望工種については、土木工事のみとなります。